

[研究区分： 科研費獲得支援 ]

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 研究テーマ： 貧困の世代間連鎖の予防に向けた包括的支援モデルの開発   |                                       |
| 研究代表者： 保健福祉学部 人間福祉学科<br>准教授・田中 聡子   | 連絡先： satoko-tanaka@pu-hiroshima.ac.jp |
| 共同研究者：  |                                       |
| <b>【研究概要】</b><br>本研究は貧困の世代間連鎖の予防に向けた支援はいかにあるべきかを検討することを目的としている。A 母子寡婦福祉団協力のもと、母子世帯の生活実態と児童扶養手当の役割について調査を実施した。結果、回答者の約 8 割は児童扶養手当を利用していた。少ない収入にも関わらず、子どもの教育に対する意識が高いこと、しかしながら、高等教育に関する費用は奨学金をはじめとする借入金と子どものアルバイトを想定していた。 |                                       |

#### 【研究の背景】

本研究は貧困の世代間連鎖の予防に向けた支援はいかにあるべきかを検討することを目的としている。また、貧困の連鎖とは子ども期における経済的不利が教育や医療、生活環境の格差となり、進学や就職へ影響を与え、大人になって次の世代へ引き継がれることと考える。

子どもの貧困の実態把握と貧困率の測定、削減目標の設定、そして削減計画の具体化と実行を提唱し刊行された「子どもの貧困白書(2009)」において、子どもの貧困とは「子どもが経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほどの不利を負っていること」と定義されている。また、2011年に2度目の相対的貧困率が公表され、子どもがいる現役世帯の貧困率は14.6%であった。大人が二人以上の世帯の子どもの貧困率が12.0%に比べて大人が一人世帯の子どもの貧困率は50.8%であった。阿部(2008)は母子世帯の生活は時間が経つとともに苦しくなることを指摘している。子どもが成長するとともに支出が増加するが、それに応じて母子世帯の収入が増加しないと生活は苦しくなることを指摘している。

母子世帯の収入が低く、生活状況が厳しいことは、「全国母子世帯等調査」の報告や先行研究(湯澤・藤原 2011, 2010)によって明らかになっている。世帯の平均年収は一般世帯を100とした場合に「2006年度全国母子世帯等調査」で37.8%、「2011年度全国母子世帯等調査」で44.2%(2011年度は世帯全体の収入と比較している)であり、1/2にも満たない。

こうした状況にある母子世帯への生計、生活の安定のため、経済的支援として児童扶養手当が位置づけられている。児童扶養手当法の趣旨である「児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるもの」(児童扶養手当法第2条)が反映されるためには、子どもが成長するまでの間、健康と教育への支援が不可欠と考える。しかしながら、実際は、稼働収入に児童扶養手当を加えて、当面の生計が維持できているのが現状であり、子どもの希望する進路のために十分に備えているとは言い難い。そこで、母親の子どもの進路や教育に対するニーズを把握し、児童扶養手当が子どもの健やかな成長へ寄与するための課題について考える。

#### 【研究の方法】

2013年1月に実施したA母子寡婦福祉団体との共同調査「児童扶養手当に関するアンケート調査」の結果及び、厚生労働省「全国母子世帯等調査報告書」を用いる。アンケートの分析はエクセル統計, SPSS Statistics19を使用した。

#### 【倫理的配慮】

本研究は、社団法人日本社会福祉学会が定めている研究倫理指針を厳守している。アンケート調査は無記名とし、個人が特定されないように配慮した。配布、回収等の作業は全母

子協の協力によって実施した。

### 【結果】

「2011 年度全国母子世帯等調査」、 「児童扶養手当に関するアンケート調査」 (以下「本調査」と言う) では、 生別母子が 9 割、 就業率が 8 割以上であった。 本調査の回答者の 8 割は児童扶養手当を受給している。 また児童扶養手当受給していると回答した人のうち全額支給が 55.5%であった。 厚生労働省 2011 年度福祉行政報告例において児童扶養手当受給者のうち全額支給が 57.3%であり、 本調査の方が全額支給率は 1.8 ポイント低い。 二つの調査において受給者の 5 割以上が全額支給者であり、 全額支給の所得限度額以下の収入しかないということである。

また、 勤続年数が、 10 年以上 15 年未満の人の約 8 割、 15 年以上でも 6 割以上が受給している。 勤続年数が長くても、 児童扶養手当を高い割合で受給している。 この背景には、 回答者の 1/2 が正社員以外の形態で就労していることから、 長く働いても児童扶養手当の所得制限額限度額を超えない雇用形態であることがあげられよう。 しかしながら労働時間の中央値は 8 時間であり、 6 割の人は 1 週間に 40 時間以上働いている。 フルタイムで働いているが正社員と同じ収入ではない。 少ない収入を補うため、 残業やダブルワークをする人もいる。 結果、 母子世帯になって母親自身の健康状態が悪くなったと回答した人は 5 割になる。

母子世帯になってからの子育ての困りごとは教育費の負担、 子どもの進路の順になっている。 教育費の負担は給食費や学用品等の日常的な負担と将来の進学のための負担があり、 どちらの負担も課題となっている。 母親が児童扶養手当を充当していると考えている支出項目は教育費、 被服費、 私的保険の順になっている。 子どもに関する最終進学目標は高校以上の教育機関 (大学、 短期大学、 専門学校等) までを考えているのが「2011 年度全国母子世帯等調査」では 6 割以上、 本調査では、 7 割以上である。 多くの母親は大学進学までを考えている。 自由記述では、 児童扶養手当が 18 歳までの支給であること、 大学進学のための費用負担への不安が記載されている。 進学費用については奨学金等の借入金、 子どものアルバイトを充当したいと回答している。 進学させてやりたいが費用負担をどうするかが母子世帯のニーズであり、 政策対応が必要なところであると考える。

## 5. 考察

母子世帯の収入が、 就労形態によって勤続年数が長くても増加しないこと、 また子どもの成長に伴い教育費が増加することによって母親へ精神的、 経済的な負担増になる。 児童扶養手当は家計補助の役割であるが、 母親は教育費にできるだけ充当したいと考えている。 児童扶養手当が離婚直後の生活の激変を緩和するため期間を定めて集中的に支援するというのではなく、 長期の教育費を中心とした経済支援の役割を担っている。 文部科学省「学校基本調査」では、 2012 年度の大学・短期大学への進学率は過年度卒業生を含め 56.2%になる。 専門学校、 専修学校を含めた高等教育機関へ進学をする割合は 79.3%にまで上る。 児童扶養手当は養育する子どもが 18 歳になった年度で支給停止になる。 世帯の収入が増加しないので 18 歳まで受給する世帯が多いと推察され、 高校卒業と同時に受給期間が終了する。 児童扶養手当は毎月の生活を支える役割を果たしているの、 将来の進学費用のための貯蓄や投資にはならない。 当面の生活を支える所得保障の役割となっている。 このような状況下で、 児童の健全育成を考える時、 母子世帯の子どもが高等教育機関への進学を希望し、 そのことが達成できるような安定した経済的支援策が必要であろう。